

令和 8 年度

「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書

(令和 7 年度事業)

度会町教育委員会

1 趣旨

(1) 教育委員会の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月1日施行）教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

この報告書は、同法の規定に基づき、教育委員会が行った点検評価の結果をまとめたものです。

(2) 教育委員会制度

教育委員会は4人の教育委員及び教育長により組織されています。

委員は、教育に見識を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命します。

教育長は、町長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職で、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）します。

また、これらの事務を処理するために、教育委員会に事務局が置かれています。

(3) 教育委員の構成（令和8年4月1日現在）

職 名	氏 名	任 期
教育長	中村 武弘	令和 6 年 9 月 2 0 日～令和 9 年 9 月 1 9 日
職務代理者	西田 英紀	令和 5 年 1 2 月 2 6 日～令和 9 年 1 2 月 2 5 日
委員	藤原みづえ	令和 6 年 1 2 月 2 6 日～令和 10 年 1 2 月 2 5 日
委員	南 紀代美	令和 7 年 1 2 月 2 6 日～令和 11 年 1 2 月 2 5 日
委員	高橋 虎彦	令和 4 年 1 2 月 2 6 日～令和 8 年 1 2 月 2 5 日

2 「点検・評価」の内容について

平成20年度から法の改正により点検・評価が必要になりました。前年度内に行った事業、活動の実績などを報告します。

3 教育委員の活動

項 目	内 容	活動実績		成果・課題
(1) 教育委員会の会議	①教育委員会会議	開催回数	13 回	教育委員会会議規則に基づき開催定例会 12 回、臨時会 1 回
	②会議の工夫	—	—	
(2) 会議の公開、保護者などへの情報発信	①議事録の公開、広報の状況	—	—	
(3) 教育委員と事務局との連携	①教育委員と事務局との連携	開催回数	13 回	委員会終了後、情報交換を実施
(4) 教育委員と首長との連携	①教育委員と首長との意見交換会の実施	開催回数	1 回	総合教育会議を開催 1 回 第3期度会町教育大綱策定の協議など
(5) 教育委員の自己研鑽	①研修会、視察などへの参加	参加回数	4 回	三重県市町教育委員会教育委員等研修会 度会郡教育委員会研修会 三重の教育談義 市町等教育長会議【地域別】

(6) 学校に対する支援	①学校訪問	訪問回数	6回	入学式、卒業式、運動会、文化祭など学校行事参観
	②教育委員会への校長出席	出席回数	2回	5月、10月定例会開催時に出席
(7) 教育委員会活動への支援	①社会教育事業への参加	参加回数	4回	文化人権講演会、二十歳の集い 美し国駅伝、ジョギング大会

4 教育委員会の活動

項 目	活動実績		成果・課題
(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	件数	1件	教育基本方針策定
(2) 学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	—	—	
(3) 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。	—	—	
(4) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	—	—	
(5) 県費負担教職員の懲戒、任免その他人事に関すること。	件数	3件	4月の人事異動に伴う教職員の任免などの内申
(6) 教育委員会及び学校その他の教育機関の県費負担教職員以外の職員の懲戒、任免その他人事に関すること。	件数	2件	4月の人事異動等に伴い町費負担職員を任用
(7) 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。	決定件数	—	
(8) 1件200万円を超える教育財産の取得及び処分を決定すること。	件数	3件	学習者用端末等購入（小中学校） 中学校教科書改訂
(9) 1件200万円を超える工事の計画を策定すること。	件数	1件	排水処理施設修繕（給食センター）
(10) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。	改正	1件	度会町立学校における教育職員の 在校時間の上限等に関する規則
(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。	件数	4件	教育関係の予算への意見を求めた。
(12) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員を委嘱すること。	件数	1件	社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱
(13) 校長教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	—	—	
(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	—	—	

5 度会町教育基本方針の実績

令和7年度の主な取り組み内容と成果について、報告します。

基本施策	1. 学校教育の充実
主 な 取 り 組 み	○基礎基本並びに発展的学力の定着 ○地域との連携による教育活動の活性化と進化 ○学校施設の老朽化に伴う総合的対策 ○GIGA スクール構想を軸とした ICT 活用教育の定着と発展
取 組 内 容 と 成 果	県からの加配等を活用して習熟度別授業やT Tなどの「わかる授業」や「個に応じた授業」を実施した。また、指導主事による授業改善、研修の活性化、生徒指導力の強化を図り、小中一貫教育体制の構築にむけた取り組みも行っている。 多くの地域の方々にご協力いただき、茶摘み、米づくり（田植、稲刈り）、森林教育など地域産業を体験的に学んだ他、地元の事業所などの協力を得て職場体験学習やビジネスパーク（職業についての講演）、環境学習などを実施することができた。また、中学校3年生が、「度会町の未来を考える」ワークショップを行い、提言書としてまとめ町長室を訪問して提出した。 施設の老朽化により小中学校、給食センターともに突発的な不具合が生じているため、適宜修繕対応を実施している。 令和7年度は、児童生徒の主体的な学びや個に応じた学びに活用している学習端末の更改を実施した。小中学校ともにヘルプデスクを設け、不具合への対応や年度更新など教職員の負担が少なくスムーズに対応できるような体制を整備している。
事務事業	スクールバス運行事業、教育支援センター運営事業、コミュニティスクールの設置、要保護準要保護児童生徒援助事業、特別支援教育就学奨励事業、ALT活用事業、スクールカウンセラー活用事業、学校給食管理事業、学力調査活用事業、環境整備事業、途切れのない発達支援事業、学習支援員・スクールケア指導員の配置 など
課題、取組方針	今後も1小1中の強みを活かし、小中の連携による9年間の学びにつながるような取り組みの強化をめざす。引き続き地域の方々や事業所の方々の協力を得ながら郷土産業体験やキャリア教育を実施することで地域への愛着や理解、さまざまな職業への興味の入口となるような取り組みを継続できるよう努める。

基本施策2	子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり
主 な 取 り 組 み	○子どものも多様な活動や交流機会の推進 ○いじめや暴力のない学び場づくりの推進 ○家庭・地域の教育力の向上 ○関係機関と連携した青少年の健全育成の推進 ○さまざまな環境の子どもに対応した支援体制の充実
取 組 内 容 と 成 果	子どもたちの多様な活動や交流機会の推進として、青少年育成町民会議健全育成部会による親子パン作り教室、SUP体験、青少年健全育成会議読書推進部会による絵本の読み聞かせや図書イベント、スポーツ協会によるソフトテニス教室やジョギング大会、スポーツ推進委員によるパターゴルフやクラブ体験、度会スポーツクラブによるジュニアスポーツ活動、度会キッズチャレンジによる水泳教室や勾玉づくり、起業人を活用し組織する「度会町本気塾」による度会フェスタでのプロジェクションマッピングの発表やイルミネーションプロジェクト等、事務局事業による伝統和装礼法など多様な活動や交流の機会をつくる

	ことができた。 度会町いじめ防止基本方針及び小中学校いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域並びに関係機関が連携を図りながら、いじめの問題の克服を目指し対応にあたっている。また、度会町人権教育基本方針及び小中学校の推進計画に基づき、人権教育の推進に取り組んでいる。児童生徒と地域の住民である人権ネットワーク委員が一緒になって人権学習を行う人権フォーラムを開催し、誰もが暮らしやすいまちづくりをテーマにワークショップを行い、ネットワーク委員への提言や児童生徒一人ひとりが考えた人権宣言を作成し、作成した宣言を住民の方に広く知ってもらえるよう役場ロビーに展示した。 度会町学力向上推進委員会を組織し、学力向上にむけて協議を行っている。家庭学習については、小中学校において各学年に応じた家庭学習の手引きを作成し、保護者の方に配布することで家庭と連携し、継続した子どもの学びの実現に向けた取り組みを行っている。スクールガードによる登下校の見守りやSOSの家、クーリングシェルターなど地域の方々の協力を得て児童生徒の安全な登下校を実施することができた。 健全育成部会、指導員部会、読書推進部会3つの専門部会を有する青少年育成町民会議を組織している。関係機関の方々の協力をいただき前述のさまざまなイベント開催や広報紙しどうの発行などを行っている。 心理的、情緒的な理由により、学校へ行きたくても登校できないでいる小・中学生や、その保護者の支援の場として南伊勢町と共同で度会郡教育支援センター（ふれあい教室）を設置し、通室の受け入れや教育相談を実施している。
事務事業	青少年健全育成町民会議、スポーツ協会事業、スポーツ推進委員会事業、度会スポーツクラブ事業、度会キッズチャレンジ事業、企業人活用事業、度会町いじめ問題対策連絡協議会事業、度会町人権教育推進協議会事業、途切れのない発達支援事業、学習支援員・スクールケア指導員の配置、教育支援センター運営事業など
課題、取組方針	多くの地域の方々に協力いただき多様な活動の機会を得ることができているが、少子高齢化、人口減少、ニーズの多様化などの情勢をふまえ、持続可能な学びのしくみづくりを整備していく必要がある。 いじめや差別のない誰もが住みやすいまちづくりにつながるよう、学校家庭地域が一体となったいじめ防止対策や人権教育の取り組みを今後も継続的に実施する。 さまざまな環境の子どもに対応した支援体制のより一層の充実を図るため、学校と関係機関との連携や生徒指導力の強化にむけた継続的な取り組みを行っていく。

基本施策3	生涯学習・生涯スポーツの充実
主な取り組み	○幅広い世代の学習の機会創出 ○自主的な活動グループへの支援 ○関連施設などの老朽化対策、活動環境の整備 ○生涯を通じたスポーツ活動の機会の提供
取り組み内容と成果	幅広い世代の学習の場として生涯学習講座（8講座）、自主グループ活動（25団体）、高齢者向けにはことぶき学園（5回）、小学校低学年向けに月2回ALTによる子ども英語教室などを実施し、いきいきと楽しく学習できる場、交流できる場の提供を行っている。 中川グラウンドの支障木の伐採を行った。 総合型スポーツクラブによる各種スポーツ活動（10団体）の活動支援として補助金を交付している。スポーツ協会主催のジョギング大会のほか、ユニバー

	サルスポーツの推進としてスポーツ推進委員によるクップ体験会を行った。令和7年度は、森と緑の県民税を活用し小学校でもクップ体験授業を実施した。
事務事業	公民館事業、文化祭、総合型度会スポーツクラブ事業、度会町スポーツ協会事業、度会町スポーツ推進委員事業 など
課題、取組方針	少子高齢化、人口減少、ニーズの多様化などより、文化・スポーツ活動の全体数も減少していくことは避けられないが、各団体が継続的に楽しく安心安全な活動を実施できるよう引き続き支援を実施していく。

基本施策4	芸術・文化の振興と文化財の保護
主な取り組み	○芸術・文化各種講座の充実 ○芸術・文化活動団体の支援 ○芸術・文化体験機会の充実 ○文化財の保護や保存・活用 ○郷土芸能や伝統行事などの継承支援
取組内容と成果	生涯学習講座の実施や自主クループの活動支援、度会キッズチャレンジや青少年育成町民会議への支援などを行っている。 芸術・文化活動の発表の場として、町民文化祭を開催し、作品の展示や芸能発表などを行った。 ふるさと歴史館だよりを年4回発行し、町内の歴史の魅力についての発信や歴史イベントの紹介を実施した。ふるさと歴史アップ講座（御頭神事と獅子神楽についての講演会）、スポーツ協会と共催で立岡城のフィールドワークを実施した。 三重県文化会館の「新日本フィル29市町巡回事業」を活用し、文化人権講演会として「ふれあいコンサート」を実施した。会場内はクッションシートスペースを作り、乳幼児から大人まで楽しめるコンサートとなった。また、イルミネーションプロジェクトを同日開催とし、イルミネーション点灯式でも新日本フィルに演奏いただいた。 各地区の伝統行事などへ補助金の支給を行い、継承支援を行った（麻加江かんこ踊り、獅子神楽（棚橋、下久具、市場、和井野、脇出）、立岡城跡保存会）。
事務事業	公民館事業、文化祭、ふるさと歴史館事業、文化人権講演会、指定文化財関係事業 など
今後の課題	人口減少や高齢化により、文化祭の作品展示の減少や伝統芸能の継承が難しくなっているなどは深刻である。行事への参加については、新聞報道により、町内外から定員を超える申し込みがあったものもあるので、今後も効果的な情報発信を実施したい。また、生涯学習講座については、継続的に人気がある講座や若い世代にも人気のある講座などもあるので、今後も住民ニーズを把握しながら講座の充実を図っていく。

6 結果の公表

「点検・評価」については、地方教育行政法の改正により、平成21年度から実施するもので、それぞれの行政が自由な書式により実施することになった。本年度は令和7年度実績を下記の方法により周知を行います。

- ① 町への報告
- ② 議会への報告
- ③ 町ホームページへ掲載